

## 審査基準整理票

処 分 名	大津市立公民館の施設使用料の還付		
根拠法令名	大津市立公民館の設置及び管理に関する条例 (昭和42年条例第39号)	(条項) 第9条	
基準法令名	大津市教育機関に係る施設の使用料の徴収等に関する規則 (平成元年規則第37号)	(条項) 第2条	
所管部署	教育委員会事務局 生涯学習課 公民館・社会教育グループ		
標準処理期間	30日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>参 考</p> <p>[根拠法令]</p> <p>大津市立公民館の設置及び管理に関する条例 第9条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときはその全部又は一部を還付することができる。</p> <p>[基準法令]</p> <p>大津市教育機関に係る施設の使用料の徴収等に関する規則</p> <p>第2条 教育施設の使用料を還付する場合及びその金額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)管理の都合により使用の許可を取り消した場合 全額</p> <p>(2)使用を開始しようとする日の前日（大津市歴史博物館（以下「博物館」という。）の企画展示室にあつては、30日前）までに使用を取りやめる旨の申出があり市長が相当の理由があると認める場合 全額</p> <p>(3)使用者の責めに帰することができない理由により当該教育施設が使用できない場合 全額</p> <p>(4)市長が特に理由があると認める場合 その都度市長が定める額</p>			